

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

新型コロナウイルス感染症は、世界的な流行による発症者と死者数の増加により、世界保健機関の事務局長が「新型コロナウイルスはパンデミックといえる」と述べるなど、大きな脅威となっている。

本市においても対策本部を設置し、国・県と連動した対策を講じるなど、感染拡大防止へ向け全力で取り組んでいるところではあるが、日々変わる国の対応や、栃木県内で感染者が確認されるなど、市民より不安の声が高まっている。

また、影響は、医療・行政・教育・経済等、社会全般にわたっており、関係する個人・法人・団体等より困惑する声もあがっている。

今回の新型コロナウイルス感染症に対応するには、国が主体となり地方自治体との連携をより強める必要がある。

よって、国においては、下記の事項について早急な対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 感染拡大が確認されている諸外国からの入国管理体制の強化を行うこと。
- 2 科学的根拠に基づいた集団感染に関する検証と、実効性ある対策指針の提示及び感染症対策に関する情報の適切な公表を行うこと。
- 3 状況に応じた適切な検査・診療と入院治療の体制を構築すること。
- 4 国際的連携や官民連携による、治療法や治療予防薬の早期開発へ向けた取り組みを強化すること。
- 5 地方自治体が行う感染予防や拡大防止及び治療に関する施策に対し適切な支援を行うこと。
- 6 経済的影響や風評被害を受ける全ての個人や事業者に対し、適切な対策と支援を行うこと。
- 7 感染者等の情報公開に際しては、感染拡大防止の観点と、個人情報保護や風評被害の観点の両立が図れるよう、統一的な対応方針を示すこと。
- 8 国民の生活に影響を及ぼす事項に対し混乱が生じないように、先を見越した法整備等の措置を講ずること。
- 9 国の感染症に関わる体制や国民生活への影響など、今回得られた危機管理上の課題を検証し、今後備えた法整備や体制整備・強化等の対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和2年3月24日

宇都宮市議会

内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
財務大臣
厚生労働大臣
経済産業大臣
衆・参両院議長

} あて